

子育て応援特別手当（21年度版） 参考Q&A

【1 総論】

- 問1 子育て応援特別手当（21年度版）に用途の限定はあるのですか。
- 問2 子育て応援特別手当（21年度版）支給の法的性格は何ですか。
- 問3 子育て応援特別手当（21年度版）の支給に関し、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。
- 問4 支給台帳等について、他の行政の実施を行うために子育て応援特別手当（21年度版）担当者以外の者が閲覧することは可能ですか。

【2 支給対象者及び支給対象となる子】

- 問1 支給対象者を世帯主としたのはなぜですか。
- 問2 日本国籍を有する者についての支給台帳等の作成にかかる留意事項如何。
- 問3 基準日当日に異動があった場合の取り扱いはどのようになりますか。
- 問4 基準日現在において住民基本台帳に記載されていない者の取扱いはどのようになりますか。
- 問5 基準日以降に、世帯分離等が生じたことにより、子育て応援特別手当（21年度版）の支給要件を満たさなくなった場合は支給対象とならないのですか。
- 問6 離婚した夫婦がいて、夫は子の養育費を支払っており、妻が子と同居し、それぞれが世帯主となっている場合、夫婦双方が当該手当の申請者となれるのですか。
- 問7 住民基本台帳上、同一の世帯であって、事実上の養子として養育されている場合は支給対象となりますか。
- 問8 第1子(保育園年長組[5歳])がA市に、第2子(保育園年中組[4歳])がB市に、第3子(幼稚園年少組[3歳])がC市に、それぞれの父、母、祖父が世帯主である世帯に属している場合、支給はどのようになりますか。なお、児童手当は生計の中心であるA市が父に対し、3人分を支給しています。
- 問9 年齢要件に合致する子が海外にいるものの、住民基本台帳において国内の住所を有する場合、支給対象となりますか。また、申請期限内に申請を行った後、海外に転出した場合は、どうですか。

【3 支給対象者及び支給対象となる子(外国人関係)】

- 問1 外国人登録の場合、被扶養者・扶養人数をどのように把握すればよいですか。
- 問2 外国人の支給対象者及び支給対象となる子について、基本的な考え方はどのようになっていますか。
- 問3 基準日時点で外国人登録原票において在留期間を経過していなかったが、基準日以後に在留期間を経過した者は支給対象者及び支給対象となる子となりますか。
- 問4 基準日時点で外国人登録原票において在留期間を経過している外国人について、基準日以後に地方入国管理局で在留期間の更新等の許可を受けた場合には、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。
- 問5 基準日時点で外国人登録原票に「在留の資格なし」で登録されている者について、基準日以後に地方入国管理局で在留特別許可を受けた場合には、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。

- 問 6 基準日時点で外国人登録原票に「在留の資格なし」や「短期滞在」と登録されている外国人について、既に基準日以前に地方入国管理局で在留資格の取得の許可、在留特別許可、「短期滞在」以外の在留資格の変更の許可を受けていた場合には、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。
- 問 7 基準日において法務省に外国人登録の申請の受理についての照会(受理伺い)を行っている者は、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。
- 問 8 基準日以前に再入国許可を受けて出国し、基準日現在居住していない者は、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。
- 問 9 基準日時点では外国人登録原票に登録されていたが、基準日以後に再入国許可を受けずに出国した後、申請書を送付する前に同じ市区町村で再度外国人登録を行った場合、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。
- 問 10 法務省から基準日以前に出国していた旨の通知を基準日以後に受け外国人登録原票を閉鎖することとなった場合の取り扱いはどのようなになるのか。
- 問 11 外国人登録制度では、住民基本台帳制度と異なり、出生、上陸の場合、当該事由発生日が登録日ではなく、外国人登録の申請をした日が登録日となりますが、その場合、10月1日以前に事由が発生し、10月2日以降に外国人登録の申請をしたものは、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。
- 問 12 基準日以前に居住地の移転をしていた以下の外国人について、新居住地市区町村で支給対象者及び支給対象となる子となりますか。
- ① 基準日以前に新居住地市区町村で外国人登録の変更登録を申請したが、基準日においてまだ前居住地市区町村から外国人登録原票が送付されていない者
 - ② 基準日以前に新居住地市区町村に移転していたが、基準日以後に外国人登録の変更登録の申請を行った者
- 問 13 生年月日不詳の場合の取扱いはどのようになりますか。

【4 申請関係】

- 問 1 子育て応援特別手当(21年度版)の申請期限は、給付申請受付開始から6か月以内となるのですか。
- 問 2 申請期限までに申請がなかった場合、辞退とみなして問題ありませんか。また、その場合市区町村に責任はありますか。
- 問 3 子育て応援特別手当(21年度版)の不支給に対して、住民は行政不服申立などを行うことができますか。
- 問 4 基準日以降に転出・転入が生じた場合、転出元の市区町村、転出先の市区町村のいずれが支給を行うのですか。
- 問 5 申請期間中の申請に対する払込完了の時期も市区町村において決定してよいですか。
- 問 6 支給決定通知・支払い通知等を省略したいのですが、差し支えありませんか。
- 問 7 外国人が申請・受給方法を郵送方式で行うことは、可能ですか。

【5 支給事務関係】

- 問 1 金融機関との関係については、前回の定額給付金や子育て応援特別手当(20年度版)の際の留意事項と同様ですか。
- 問 2 ゆうちょ銀行への振り込みには対応する必要がありますか。
- 問 3 申請者について定額給付金や子育て応援特別手当(20年度版)、児童手当等の振込口座等がある場合、市区町村が把握している振込口座に振り込むこととする取扱いは可能ですか。
- 問 4 振り込み口座は普通又は当座に限られますか。
- 問 5 外国の銀行に給付金の口座振込を指定されたときは、為替扱いをしていないため公金は振り込めないと考えますが、現金払い扱いとするのですか。

【6 本人確認書類関係】

- 問 1 給付決定にあたっての本人確認の方法はどのように考えていますか。
- 問 2 郵送振込方式による申請で、振込先口座が申請・受給者本人の口座である場合には、本人確認書類の添付は要しないこととしてよいですか。
- 問 3 ①世帯主本人による申請が行われたが、振込先口座が世帯主以外の世帯構成者の口座である場合、又は②世帯主以外の世帯構成者による申請が行われたが、振込先口座が世帯主の口座である場合、現に申請を行う者と振込先口座の持ち主が異なることとなりますが、この場合も、別途本人確認書類の添付は要しないこととしてよいですか。
- 問 4 子育て応援特別手当（21 年度版）の申請にあたって、申請人からの通帳等の写しの提出を省略することは可能ですか。

【7 代理申請・代理受給関係】

- 問 1 世帯主本人による申請・受給が困難な場合の代理申請・代理受給は、どのようになるのですか。
- 問 2 世帯主が申請し、世帯員の口座を指定した場合などの取り扱いはどうなりますか。
- 問 3 振込先口座として世帯外の者名義の口座を指定した場合などの取り扱いはどうなりますか。

【8 予算関係】

- 問 1 子育て応援特別手当（21 年度版）事務取扱交付金の基本的な考え方如何。
- 問 2 今回の子育て応援特別手当についても、会計手続きとして繰越明許をとることになりますか。
- 問 3 市区町村は特別会計を設置する必要はありますか。
- 問 4 子育て応援特別手当（21 年度版）の申請を辞退した者や所得が一定額以上の方には支給しないとする市区町村において支給されなかった者がいる場合、当該支給されなかった給付額の分は、市区町村が自由に他の用途に使うことができますか。

【9 事務費の補助対象】

- 問 1 市区町村における子育て応援特別手当（21 年度版）関係の補正予算を審議するための臨時議会に要する経費は、子育て応援特別手当（21 年度版）事務取扱交付金の対象となりますか。
- 問 2 地方公共団体職員の人件費は補助対象となりますか。
- 問 3 任期付任用職員の給与は補助対象となりますか。
- 問 4 備品購入費は補助対象となりますか。
- 問 5 申請書を申請・受給者に郵便で送付する際に、簡易書留で行うことは可能ですか。
- 問 6 金融機関への振込手数料は事務費の対象となりますか。また、全国統一の振込手数料を設定する予定はありますか。
- 問 7 支給の方法は、口座への振込が原則ですが、例外的に生じる隔地払い等における支給方法として、小切手、郵便為替払出証書の方法が考えられます。その際に生じる手数料は補助の対象となりますか。
- 問 8 本事業について民間事業者への委託は可能ですか。また、その範囲はどの程度ですか。委託料は全額国負担となりますか。

【10 その他】

問 1 子育て応援特別手当（21 年度版）は課税されますか。

問 2 子育て応援特別手当（21 年度版）について、税金、保育料等の未納分への充当、差し押さえを行うことは可能ですか。

問 3 支給額を一般的に口座振込とした場合でも、保育料等を滞納している場合は、現金(窓口)支給とし、納入を呼びかけることができますか。

問 4 子育て応援特別手当（21 年度版）は、生活保護の収入として認定されますか。

問 5 子育て応援特別手当（21 年度版）は、児童手当の所得判定においてどのような取扱いとなりますか。

【1 総論】

問 1 子育て応援特別手当（21 年度版）に用途の限定はあるのですか。

（答）

子育て応援特別手当（21 年度版）は、幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定していますが、法令等により、その用途について制限が設けられているわけではありません。

問 2 子育て応援特別手当（21 年度版）支給の法的性格は何ですか。

（答）

市区町村からの贈与です。

問 3 子育て応援特別手当（21 年度版）の支給に関し、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。

（答）

子育て応援特別手当（21 年度版）の支給に係る事務は市区町村の自治事務であり、当該事務に住民基本台帳を活用することができる根拠は、住民基本台帳法第 1 条となります。

なお、同一市区町村内における外国人登録原票の利用については、外国人登録法に上記の住民基本台帳法第 1 条に相当する規定がないため、その利用に当たっては、当該市区町村の一般的な個人情報の取扱いによることとなります。したがって、各市区町村の個人情報保護条例が外国人登録原票の情報利用について個人情報保護審議会への諮問等の手続きを要求している場合には、この手続きを行うことが必要と考えられます。

問 4 支給台帳等について、他の行政の実施を行うために子育て応援特別手当（21 年度版）担当者以外の者が閲覧することは可能ですか。

（答）

子育て応援特別手当（21 年度版）に係る支給台帳等を本人の同意なく、他の行政を実施するために活用することは個人情報保護の観点から困難です。

【2 支給対象者及び支給対象となる子】

問1 支給対象者を世帯主としたのはなぜですか。

(答)

子育て応援特別手当(21年度版)は、現下の厳しい経済情勢において、幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給するものであり、支給対象となる子については市区町村において住民基本台帳から把握することが可能であること、支給申請に係る事務負担の軽減となること等を総合的に勘案して決定したものです。

このため、子育て応援特別手当(21年度版)の支給については、子の親か否かにかかわらず、世帯主に支給することとなります。

問2 日本国籍を有する者についての支給台帳等の作成にかかる留意事項如何。

(答)

子育て応援特別手当(21年度版)のうち日本国籍を有する者に係る支給台帳については、基準日(平成21年10月1日予定)現在において住民基本台帳に記録されている者の中から、支給対象者等(支給対象者である世帯主及び代理人となりうる世帯構成者)及び支給対象となる子(生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの者に限る。)を記載し、実際の支給事務を行うこととなります。

問3 基準日当日に異動があった場合の取り扱いはどのようになりますか。

(答)

基準日当日に異動があった場合には、基準日の終了時点の状況をもって判断することとなります。

例えば、基準日当日に転出した者が、同日で他の市区町村に転入した場合には、転入地市区町村で支給対象者や支給対象となる子の判断を行います。

また、基準日当日に世帯変更が行われた場合には、世帯変更後の状況で支給対象者を判断することとなります。

ただし、基準日当日において死亡した者については、支給台帳を作成の上、遺族等からの申請に対応して下さい。

問4 基準日現在において住民基本台帳に記載されていない者の取り扱いはどのようになりますか。

(答)

日本国籍を有する者で、基準日現在において住民基本台帳に記載されていない者については支給台帳が作成されていませんので、事実が判明した都度、支給台帳を追加することとなります。

具体的には、①平成21年10月15日以降に、基準日以前の転入に係る届出がなされ、遡って住民基本台帳に記載された場合に、当該転入した者については、随時、支給台帳を追加することとなります。

また、②基準日以前に住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以降初めて当該市区町村の住民基本台帳に記録されることとなった者については、

ア 基準日の翌日(平成21年10月2日)以降になされた転入の届出のうち、転出日が基準日以前となっている場合(注:基準日現在ではどの市区町村の基本リストにも記録されていない状態)に、当該転入した者については、転出日が基準日以前となっているかどうかを転出証明書等によって確認し、該当する者については、支給台帳を追加することとなります。

イ 基準日の翌日以降に職権によって住民基本台帳へ記載された者(いわゆる「住民登録が復活した者」)について、当該職権記載が基準日の翌日以降初めてなされたものであるかどうかを戸籍の附票の写しによって確認し、該当する者については、支給台帳を追加することとなります。

問 5 基準日以降に、世帯分離等が生じたことにより、子育て応援特別手当(21年度版)の支給要件を満たさなくなった場合は支給対象とならないのですか。

(答)

支給要件の判定は、基準日において判断していただくこととなりますので、ご指摘のような場合は、基準日当時の世帯主に支給することとなります。

問 6 離婚した夫婦がいて、夫は子の養育費を支払っており、妻が子と同居し、それぞれが世帯主となっている場合、夫婦双方が当該手当の申請者となれるのですか。

(答)

子育て応援特別手当(21年度版)は、住民基本台帳の情報に基づき支給することから、ご指摘のケースについては、支給対象となる子が属する世帯の世帯主である妻が申請者となります。

問 7 住民基本台帳上、同一の世帯であって、事実上の養子として養育されている場合は支給対象となりますか。

(答)

支給要件を満たす子であれば、実子、養子の別を問いませんので、支給対象となり得ます。

問 8 第1子(保育園年長組[5歳])がA市に、第2子(保育園年中組[4歳])がB市に、第3子(幼稚園年少組[3歳])がC市に、それぞれの父、母、祖父が世帯主である世帯に属している場合、支給はどのようになりますか。なお、児童手当は生計の中心であるA市が父に対し、3人分を支給しています。

(答)

子育て応援特別手当(21年度版)は、住民基本台帳の情報に基づき支給することから、ご指摘のケースについては、支給対象となる子それぞれについて、父に対してはA市から、母に対してはB市から、祖父に対してはC市から、支給されることとなります。

問 9 年齢要件に合致する子が海外にいるものの、住民基本台帳において国内の住所を有する場合、支給対象となりますか。また、申請期限内に申請を行った後、海外に転出した場合は、どうですか。

(答)

いずれも支給対象となります。

【3 支給対象者及び支給対象となる子(外国人関係)】

問1 外国人登録の場合、被扶養者・扶養人数をどのように把握すればよいですか。

(答)

外国人に対する子育て応援特別手当（21年度版）の支給に係る原則は以下のとおりです。

- ① 支給対象となる子どもの外国人登録証明書の世帯主に支給する。
- ② 外国人登録証明書の世帯主の外国人が含まれる世帯であっても、住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が可能である場合は、当該情報に基づき支給する。
- ③ 世帯に住民基本台帳上の世帯主がいる場合には、当該世帯主に対して支給する。
- ④ 住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が困難な場合は、外国人登録証明書の世帯主の表記により同一世帯主に属していることが確認でき、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は支給する。
- ⑤ 外国人登録証明書の世帯主の標記により同一世帯主に属していることが確認できない場合であっても、医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合は、同一の世帯とみなし、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は支給する。

問2 外国人の支給対象者及び支給対象となる子について、基本的な考え方はどのようになっていますか。

(答)

子育て応援特別手当（21年度版）の支給対象者及び支給対象となる子は、基準日時点で外国人登録原票に登録されていて入管法に定める在留資格を有していること(在留期間内にあること)が必要であり、かつ、給付決定時においても当該要件を満たしていることが必要です。

なお、在留期間の更新等の許可を受けたときは外国人登録の変更登録申請を行わなければならない、外国人登録証明書の記載の変更が行われていることから、外国人登録証明書等により要件を満たしているか確認を行った上で、給付を決定することになります。

問3 基準日時点で外国人登録原票において在留期間を経過していなかったが、基準日以後に在留期間を経過した者は支給対象者及び支給対象となる子となりますか。

(答)

基準日以後に在留期間を経過していた者については、在留期間の更新等の許可を受け、引き続き在留資格を有している者となった場合には、支給対象者及び支給対象となる子となります。

ただし、基準日時点で在留資格を有していたとしても、在留期間の更新等の申請を行わずに在留期間を経過(不法残留)し、給付に当たって在留資格を有するものとは言えなくなった場合には、支給対象者及び支給対象となる子とならないこととなります。

問4 基準日時点で外国人登録原票において在留期間を経過している外国人について、基準日以後に地方
入国管理局で在留期間の更新等の許可を受けた場合には、支給対象者及び支給対象となる子となり
ますか。

(答)

基準日時点で在留期間を経過していた者であっても、在留期間更新等の許可を受け、遡って在留資格
を有していたこととなった場合には、支給対象者及び支給対象となる子となります。

ただし、基準日以後、在留特別許可を受けた場合には、遡って在留資格を有していたこととならない
ことから、支給対象者及び支給対象となる子となりません。

(参考)

「在留期間更新等の許可」とは

外国人が、許可された在留期間を超えて在留を希望する場合には、在留期間更新の申請をして当該許可を受ける必
要があります(入管法第21条)。

現在の在留目的を変更して在留を希望する場合には、在留資格変更の申請をして当該許可を受ける必要があります
(入管法第20条)。

問5 基準日時点で外国人登録原票に「在留の資格なし」で登録されている者について、基準日以後に地
方入国管理局で在留特別許可を受けた場合には、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。

(答)

基準日以後、給付決定時まで在留特別許可を受ける事案では、当該許可は基準日に遡ることはない
ことから、支給対象者及び支給対象となる子となりません。

(参考)

「在留特別許可」とは

在留期間を経過して日本に滞在するなど退去強制事由に該当する外国人については、原則、退去強制手続(強制的
に国外へ退去させる手続)を執ることとなりますが、当該外国人の全てが国外へ退去されるのではなく、日本での生
活歴、家族状況等を考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります(入管法第50条)。

問6 基準日時点で外国人登録原票に「在留の資格なし」や「短期滞在」と登録されている外国人につい
て、既に基準日以前に地方入国管理局で在留資格の取得の許可、在留特別許可、「短期滞在」以外の
在留資格の変更の許可を受けていた場合には、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。

(答)

基準日において外国人登録原票上、在留資格を有していない状態又は短期滞在の在留資格であったと
しても、既に在留資格の取得の許可(入管法第22条の2第2項)、在留特別許可(入管法第50条)、在
留資格の変更許可(入管法第20条)を受けている場合には、基準日において在留資格を有していたこと
となることから、支給対象者及び支給対象となる子となります。

(参考)

「在留資格の変更の許可」とは

現在の在留目的を変更して在留を希望する場合には、在留資格変更の申請をして当該許可を受ける必要があります
(入管法第20条)。

問7 基準日において法務省に外国人登録の申請の受理についての照会(受理伺い)を行っている者は、支
給対象者及び支給対象となる子となりますか。

(答)

「受理伺い」中は、法務省から照会に対する回答がない状態であり、外国人登録上の取扱いが確定し
ていないので、支給対象者及び支給対象となる子とすることはできません。

問 8 基準日以前に再入国許可を受けて出国し、基準日現在居住していない者は、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。

(答)

基準日時点で再入国許可を受けて出国していた者は、当該再入国許可の有効期間内は外国人登録原票が閉鎖されることはないことから、支給対象者及び支給対象となる子となります。

問 9 基準日時点では外国人登録原票に登録されていたが、基準日以後に再入国許可を受けずに出国した後、申請書を送付する前に同じ市区町村で再度外国人登録を行った場合、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。

(答)

再入国許可を受けずに出国した場合には、当該外国人の在留資格及び在留期間はその出国によって消滅してしまうことから、新たに同一市区町村において外国人登録を行ったとしても、支給対象者及び支給対象となる子となりません。

問 10 法務省から基準日以前に出国していた旨の通知を基準日以後に受け外国人登録原票を閉鎖することとなった場合の取り扱いはどのようなものか。

(答)

基準日以前に出国していたことにより外国人登録原票が閉鎖された場合には、これら要件を満たさなくなることから支給対象者及び支給対象となる子となりません。

なお、給付決定を行い実際に給付した後、法務省から基準日以前に出国した旨の通知を受けて外国人登録原票を閉鎖することとなった場合には、返還請求の問題となります。

問 11 外国人登録制度では、住民基本台帳制度と異なり、出生、上陸の場合、当該事由発生日が登録日ではなく、外国人登録の申請をした日が登録日となりますが、その場合、10月1日以前に事由が発生し、10月2日以降に外国人登録の申請をしたものは、支給対象者及び支給対象となる子となりますか。

(答)

基準日以前に外国人登録の申請をしていない限り支給対象者及び支給対象となる子とはなりません。

問 12 基準日以前に居住地の移転をしていた以下の外国人について、新居住地市区町村で支給対象者及び支給対象となる子となりますか。

- ① 基準日以前に新居住地市区町村で外国人登録の変更登録を申請したが、基準日においてまだ前居住地市区町村から外国人登録原票が送付されていない者
- ② 基準日以前に新居住地市区町村に移転していたが、基準日以後に外国人登録の変更登録の申請を行った者

(答)

子育て応援特別手当（21年度版）の給付は、基準日時点で外国人登録原票に登録されていた市区町村において行うこととしています。

ご質問のケースについては、①は新居住地市区町村において給付事務を行うこととなりますが、②は前居住地市区町村において給付事務を行うこととなります。

問 13 生年月日不詳の場合の取扱いはどのようになりますか。

(答)

外国人登録原票に記載されている生年月日が月日不詳で登録されている場合、1月1日とみなして処理願います。

なお、生年が不詳の場合は、本人から聴取するなどして処理願います。

(参考)

外国人登録の事務取扱上、外国人登録原票記載の生年月日が「年」又は「年月」のみの場合には、「年」のみの場合は当該年の1月1日を、また、「年月」のみの場合は当該月の1日を生年月日とみなして処理している。

【4 申請関係】

問1 子育て応援特別手当（21年度版）の申請期限は、給付申請受付開始から6か月以内となるのですか。

（答）

申請受付開始日から6か月が経過した日をもって、申請期間は終了します。

また、市区町村が郵送・窓口受付など複数の方法により申請を受け付ける場合、いずれかの方法について最初に開始した日を申請開始日とし、それから6か月経った日をもっていずれの方法による受付も終了します。

問2 申請期限までに申請がなかった場合、辞退とみなして問題ありませんか。また、その場合市区町村に責任はありますか。

（答）

差し支えありませんが、申請期限に関する周知・広報等を適切に行っていただきますようお願いいたします。

また、本特別手当については、申請に基づき支給することとしておりますので、申請がなかった場合に市区町村の責任が問われるものではないと考えています。

問3 子育て応援特別手当（21年度版）の不支給に対して、住民は行政不服申立などを行うことができますか。

（答）

子育て応援特別手当（21年度版）の支給の法的性格は贈与であり、行政処分ではありませんので、支給しないことについて不服申立等の対象とはなりません。

問4 基準日以降に転出・転入が生じた場合、転出元の市区町村、転出先の市区町村のいずれが支給を行うのですか。

（答）

世帯が基準日より後に転出し、他市区町村に転入した場合も、基準日において住民基本台帳上の住所が所在する市区町村が、子育て応援特別手当（21年度版）の支給を行います。

このような取扱いとする理由は、基準日時点での居住団体から給付を受けることとすれば、基準日時点で支給対象者及び支給対象となる子リストが確定することになり、住所の異動に関しては、その後の支給対象者及び支給対象となる子の追加・削除の手間がかからず、また、同じ住民が複数のリストに掲載されることはないことから、二重給付のおそれがなくなることを考慮したものです。

また、子育て応援特別手当（21年度版）の申請・給付は、振込方式を中心に行われることを想定していることから、必ずしも役所に直接出向く必要はなく、遠隔地からの申請・受給であっても、大きな不都合はないものと考えられます。

問5 申請期間中の申請に対する払込完了の時期も市区町村において決定してよいですか。

（答）

払込完了の時期につき各市区町村において決定することは差し支えありませんが、交付金の精算時期に間に合わせる必要があることには留意が必要です。

問6 支給決定通知・支払い通知等を省略したいのですが、差し支えありませんか。

(答)

差し支えありません。

問7 外国人が申請・受給方法を郵送方式で行うことは、可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当(21年度版)の支給対象者及び支給対象となる子は、基準日時点で外国人登録原票に登録されて入管法に定める在留資格を有していること(在留期間内にあること)が必要であり、かつ、給付決定時においても当該要件を満たしていることが必要です。

永住者等の外国人については、原則として郵送方式で行うことは可能と考えています。

その他の在留期間を有する外国人についても、市区町村長において、給付決定時に在留資格を有していること(在留期間内にあること)を外国人登録証明書、外国人登録原票により確認できると判断する場合には郵送申請方式を行うことは可能です。

なお、給付決定時には在留資格を有しているか否かの確認を慎重に行う必要があることから、市区町村長が定める期間内に在留期間が経過するような場合には、市区町村長の判断で窓口申請方式に限定することも可能です。

【5 支給事務関係】

問1 金融機関との関係については、前回の定額給付金や子育て応援特別手当(20年度版)の際の留意事項と同様ですか。

(答)

金融機関との関係につきましては前回同様です。

(参考) 金融機関関係の留意点

1 全般的事項

子育て応援特別手当(21年度版)の給付は、原則として、口座振込による給付となり、多数の口座振込が短期間に集中することが考えられることから、市区町村と指定金融機関等の金融機関の間で、その具体的な取扱いについて密に意見交換を行うことが重要です。

2 振込依頼の方法

市区町村が子育て応援特別手当(21年度版)の振込を指定金融機関に依頼する場合には、全国銀行協会制定の総合振込フォーマット(又は指定金融機関所定のフォーマット)により、電子媒体等で振込データを作成・交付することを原則とします。

また、ゆうちょ銀行の場合は、全国銀行協会制定の総合振込フォーマットに準じたゆうちょ銀行所定のフォーマットにより作成・交付することとします。

なお、電子媒体等による振込データを作成するために、新たに費用がかかる場合は、事務費の対象となります。

3 その他

都道府県においても、可能な範囲で市区町村と金融機関の調整について協力をお願いします。

具体的には、都道府県が管内の市区町村を集めた会議を行う際に金融機関の説明時間を確保していただくことや、必要に応じ、広域的な観点から、都道府県と金融機関とで意見交換を行っていただくこと等を想定しています。

問2 ゆうちょ銀行への振り込みには対応する必要がありますか。

(答)

ゆうちょ銀行につきましては、前回同様の対応としています。

(参考) ゆうちょ銀行の口座への振込の取扱い

平成21年1月5日から、各貯金口座に新たに振られた金融機関と同じ桁数の専用番号(3桁と7桁)を使用することにより金融機関からゆうちょ銀行への口座振込が可能となったところですが、実務上の混乱を避けるため、原則として、ゆうちょ銀行の口座振込処理をその他の金融機関の処理と分けて行うこととしています。

このため、原則として、ゆうちょ銀行を指定代理金融機関に指定の上取扱う方式を想定しています。ただし、定額給付金や子育て応援特別手当(20年度版)の際に、例外として、地方公務員の給与振込と同様の方式とした場合については、今回も同じ取り扱いで差し支えありません。

問3 申請者について定額給付金や子育て応援特別手当(20年度版)、児童手当等の振込口座等がある場合、市区町村が把握している振込口座に振り込むこととする取り扱いは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当(21年度版)の申請に当たっては、金融機関への振込みが確実に行われるよう、申請人から通帳等の写し(口座番号、カナ氏名等が分かるもの)の提出を受け、通帳等に記載された口座番号、カナ氏名等と申請書に記入された内容との一致を確認することが望ましいと考えています。

このため、申請時に本人の同意を得るなど個人情報の取り扱いに留意した上で、市区町村が保有する振込口座を活用することは、差し支えありません。

問4 振り込み口座は普通又は当座に限られますか。

(答)

特段の制限を設けることは想定していません。

問5 外国の銀行に給付金の口座振込を指定されたときは、為替扱いをしていないため公金は振り込めないと考えますが、現金払い扱いとするのですか。

(答)

金融機関同士の決済システムである内国為替制度は、国内の金融機関の振込等を前提としており、同制度を使って海外において開設した金融機関口座へ振り込むことはできません。

従って、子育て応援特別手当（21年度版）を振り込む際は同制度に加盟している金融機関が対象となり、加盟していない外国の銀行への振り込みを希望する者については、市区町村窓口による現金払いとなります。

【6 本人確認書類関係】

問1 給付決定にあたっての本人確認の方法はどのように考えていますか。

(答)

子育て応援特別手当(21年度版)の給付決定にあたっての本人確認の方法については、基本的には、住民票の写し等の交付の請求の際に求められる本人確認の方法の例によって下さい。

問2 郵送振込方式による申請で、振込先口座が申請・受給者本人の口座である場合には、本人確認書類の添付は要しないこととしてよいですか。

(答)

本人名義の預金通帳を本人確認の一手段として用いる例もあり、また、子育て応援特別手当(21年度版)の給付においては、振込先口座が申請・受給者の口座である場合には、他者になりすまして受給する可能性は非常に低いことから、これをもって本人確認とし、別途本人確認書類の添付を要しないとすることも差し支えありません。

問3 ①世帯主本人による申請が行われたが、振込先口座が世帯主以外の世帯構成者の口座である場合、又は②世帯主以外の世帯構成者による申請が行われたが、振込先口座が世帯主の口座である場合、現に申請を行う者と振込先口座の持ち主が異なることとなりますが、この場合も、別途本人確認書類の添付は要しないこととしてよいですか。

(答)

子育て応援特別手当(21年度版)の本人確認については、原則として、現に申請する者(本人申請の場合は世帯主本人、代理申請の場合は代理人)の本人確認を行うものですが、お尋ねの①及び②のケースについては、いずれも別途本人確認書類の添付を要しないこととして差し支えありません。

問4 子育て応援特別手当(21年度版)の申請にあたって、申請人からの通帳等の写しの提出を省略することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当(21年度版)の申請にあたっては、「申請人から通帳等の写し(口座番号、カナ氏名等が分かるもの)の提出を受け、通帳等に記載された口座番号、カナ氏名等と申請書に記入された内容との一致を確認することが望ましい。」としていますが、この趣旨は誤振込の防止を目的としているものです。

したがって、原則として通帳等の写しの添付を求めることとしますが、様々な事情により通帳等の写しをとることが困難な事情がある場合(例:①高齢や障害等により写しをとることが困難な場合、②コピー機が少なく、写しの作成が困難な地域にお住まいの場合、等)には、写しの添付を省略しても差し支えありません。なお、この場合、申請人に対して口座番号及びカナ氏名の確実な記入を要請するとともに、判読しづらいケースについては、他の方法(例:申請人への再確認、金融機関への口座確認等)で口座番号、カナ氏名等の確認をとることが必要です。

【7 代理申請・代理受給関係】

問1 世帯主本人による申請・受給が困難な場合の代理申請・代理受給は、どのようになるのですか。

(答)

「幼児教育期の負担軽減」という子育て応援特別手当(21年度版)の趣旨と受給者の利便を考慮し、世帯主以外の世帯構成者が申請し、世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者の口座への振込により受給することはできるものとします。

この場合、本人申請の場合も含め、世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者個人名義の口座への振込であれば、他者になりすましで受給する可能性は非常に低いことから、原則として、世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者による適正な申請とみなして差し支えないものと考えています。

また、窓口で現金給付を受ける場合についても、同様に取扱うこととしますが、現金給付の場合には、世帯主本人による申請の場合も含め、なりすましを防ぐ観点から、振込の場合に比べて、申請者の本人確認をより確実にを行う必要があると考えています。

問2 世帯主が申請し、世帯員の口座を指定した場合などの取り扱いはどうなりますか。

(答)

子育て応援特別手当(21年度版)においては、世帯主代理として、世帯主以外の世帯員は申請及び受給をできることとしています。ご質問のように申請者と受給者が異なる場合も考えられますが、こうしたケースについては、申請のとおり処理して構いません。

なお、考えられる申請・受給の組み合わせは以下の通りです。

	世帯主本人名義による申請	世帯主以外の世帯構成者名義による申請
振込先口座として世帯主本人の口座を指定	本人申請・本人受給	代理申請・本人受給
振込先口座として世帯主以外の世帯構成者の口座を指定又は窓口払い	本人申請・代理受給	代理申請・代理受給

*世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者個人名義の口座でない場合であっても、他の情報も含めた十分な確認により世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者宛ての振込であると認められる場合には、世帯主本人又は世帯主以外の世帯構成者への給付として扱って差し支えありません。

問3 振込先口座として世帯外の者名義の口座を指定した場合などの取り扱いはどうなりますか。

(答)

申請者名義が世帯主本人であるか世帯外の者であるかにかかわらず、振込先口座として世帯外の者名義の口座を指定した場合又は世帯外の者が窓口で現金給付を受ける場合には、それを広く認めることとすると、他者のなりすましによる受給が生じたり、市区町村において確認の手間が多くかかるおそれがあります。このため、原則として、

- ① 親権者、成年後見人等の法定代理人による法定代理、
- ② 世帯主本人による申請・受給が困難な場合で、かつ、代理人が世帯主本人のためであると認められる場合の任意代理

の場合に限ることとします。この場合においては、申請者が申請受給者の代理であること及び代理人本人であることの確認を確実にする必要があります。

【8 予算関係】

問1 子育て応援特別手当（21年度版）事務取扱交付金の基本的な考え方如何。

（答）

子育て応援特別手当（21年度版）の実施に係る事務費については、必要な経費は全額国費で措置することを原則とし、交付要綱において必要と考えられる一般的な経費を定める予定です。

なお、前回と異なり、住民基本台帳システム等の改修経費についても、子育て応援特別手当（21年度版）に係る事務取扱交付金の中で対象とする予定です。

問2 今回の子育て応援特別手当についても、会計手続きとして繰越明許をとることになりますか。

（答）

今回の子育て応援特別手当（21年度版）については、基準日を平成21年10月1日の方向で検討中であること、申請期限を申請受付開始日から6カ月としていることから、繰越明許費を設定する必要があると考えています。

なお、国の予算においては、請求の遅延その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、繰越明許費とされています。

問3 市区町村は特別会計を設置する必要はありますか。

（答）

経理が明確になれば、市区町村において特別会計の設置をする必要はありません。

区分経理の方法としては、目内の事業別による区分を想定しています。

また、特別手当額分を計上する節は、第19節「負担金、補助及び交付金」が適当であると考えています。

問4 子育て応援特別手当（21年度版）の申請を辞退した者や所得が一定額以上の方には支給しないと
する市区町村において支給されなかった者がいる場合、当該支給されなかった給付額の分は、市
区町村が自由に他の用途に使うことができますか。

（答）

子育て応援特別手当（21年度版）に係る交付金は、市区町村が実際に住民に給付した額に対して交付されるものです。そのため、住民が辞退したりした結果給付されなかった部分については、市区町村に対して交付されず（概算交付していた場合は精算）、したがって、市区町村が他の用途に使うことはできません。このように、補助金をその目的以外のものに充てることができないことは、他の補助金と同様です。

【9 事務費の補助対象】

問1 市区町村における子育て応援特別手当（21年度版）関係の補正予算を審議するための臨時議会に要する経費は、子育て応援特別手当（21年度版）事務取扱交付金の対象となりますか。

（答）

子育て応援特別手当（21年度版）の給付に要する事務経費については、子育て応援特別手当（21年度版）事務取扱交付金の交付決定前に執行した経費であっても、「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策関係閣僚会議合同会議決定）を受けて開始された子育て応援特別手当（21年度版）の事務に係るものであれば、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象としております。

ご質問の経費については、子育て応援特別手当（21年度版）の支給との関連性が合理的に説明できる範囲で対象となります。

問2 地方公共団体職員の人件費は補助対象となりますか。

（答）

人件費についても、子育て応援特別手当（21年度版）の実施により必要となる時間外勤務手当については、国庫補助の対象となります。

また、臨時職員の賃金についても、対象となります。

ただし、一般職員の本給については、本事業の実施により追加で必要となるものではないことから、国庫補助の対象とはなりません。

問3 任期付任用職員の給与は補助対象となりますか。

（答）

子育て応援特別手当（21年度版）事務に従事するために任用した任期付職員及び定年退職者等の再任用職員であれば、国庫補助の対象となり得ます。

問4 備品購入費は補助対象となりますか。

（答）

国庫補助の対象外です。子育て応援特別手当（21年度版）事業は事業期間が短いため、必要な備品については、購入するのではなく、リース等でご対応ください。

問5 申請書を申請・受給者に郵便で送付する際に、簡易書留で行うことは可能ですか。

（答）

可能です。なお、申請書については、それ自体は有価証券性がないものであり、当該申請書に本人確認書類の写しを添付して、市区町村に申請することにより初めて支給決定に結びつくものであるため、その送付に関しては、必ずしも記録扱いで発送する必要はなく、市区町村で一般的に住民あてに送付している、例えば選挙における投票所入場券などの郵便物を参考に、予算の効率化を十分にご検討の上、判断をいただくようお願いします。

問6 金融機関への振込手数料は事務費の対象となりますか。また、全国統一の振込手数料を設定する予定はありますか。

(答)

金融機関への振込手数料は、事務費の対象項目です。

なお、厚生労働省から全国統一の単価を示すことは、自由競争を制限することにもつながりかねず独占禁止法違反を惹起するおそれがあるものと解されるため、全国一律の振込手数料を設定する予定はありません。

問7 支給の方法は、口座への振込が原則ですが、例外的に生じる隔地払い等における支給方法として、小切手、郵便為替払出証書の方法が考えられます。その際に生じる手数料は補助の対象となりますか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えありません。

なお、金融機関における処理の問題があるため、金融機関側と予め十分にご協議下さい。

問8 本事業について民間事業者への委託は可能ですか。また、その範囲はどの程度ですか。委託料は全額国負担となりますか。

(答)

民間への委託について制約はありませんが、子育て応援特別手当（21年度版）の支給が贈与であることから、その成立のため、申請の受付については市区町村で行う必要があります。

委託費については、国庫補助の対象として差し支えありません。

【10 その他】

問1 子育て応援特別手当（21年度版）は課税されますか。

（答）

子育て応援特別手当（21年度版）の所得税・個人住民税上の取扱いは、一時所得とされ、これには50万円の特別控除額があるため、他に一時所得がない場合には、一般的には課税所得は発生しないものと考えられます。

なお、子育て応援特別手当（21年度版）に係る事務の一環として、税務申告指導まで行っていただくことは想定していませんが、問い合わせ等あれば適切にアドバイスをお願いします。

問2 子育て応援特別手当（21年度版）について、税金、保育料等の未納分への充当、差し押さえを行うことは可能ですか。

（答）

子育て応援特別手当（21年度版）は、現下の厳しい経済情勢において、幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定しています。

ご指摘の点について、法的な制限はありませんが、本手当の趣旨を踏まえ、慎重な対応をとっていただく必要があるものと考えています。

問3 支給額を一般的に口座振込とした場合でも、保育料等を滞納している場合は、現金(窓口)支給とし、納入を呼びかけることができますか。

（答）

子育て応援特別手当（21年度版）は、現下の厳しい経済情勢において、幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定しています。

ご指摘の点について、法的な制限はありませんが、本手当の趣旨を踏まえ、慎重な対応をとっていただく必要があるものと考えています。

問4 子育て応援特別手当（21年度版）は、生活保護の収入として認定されますか。

（答）

収入認定除外とする方向で検討中です。

問5 子育て応援特別手当（21年度版）は、児童手当の所得判定においてどのような取扱いとなりますか。

（答）

子育て応援特別手当（21年度版）は、一時所得として課税されることから、通常の所得として算定することとなります。